

愛知県立大学教職員組合規約

第1章 総 則

第1条(名称)

この組合は愛知県立大学教職員組合という。

第2条(所在地)

この組合は、事務所を愛知県公立大学法人愛知県立大学(愛知県愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間1522-3)内におく。

第3条(組織)

この組合は、愛知県公立大学法人愛知県立大学に勤務するものをもって組織する。但し、労働組合法第2条但書第1号に定める管理監督的地位にある管理職の地位にある労働者等はこれを除く。

第4条(目的)

この組合は、組合員の団結により、勤労条件の維持改善と教育行政の民主化および研究の自由を守ることとおして、平和な文化国家の建設に寄与することをもって目的とする。

第5条(事業)

この組合は前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 組合員の勤労条件の維持改善
- (2) 組合員の身分保証
- (3) 民主的な教育行政の維持促進
- (4) 研究体制の改善
- (5) 組合員の文化教養の向上
- (6) 組合員の共済および福利
- (7) 関係諸団体との連携
- (8) その他前条の目的達成に必要なこと

第2章 機 関

第6条(機関)

この組合につぎの機関をおく。

- (1) 大会
- (2) 執行委員会

第7条(大会の構成)

大会は、組合の最高決議機関であって全組合員をもって構成する。

第8条(大会の招集)

大会は、毎年1回定期に開く。

但し、執行委員会が必要と認め、または組合員の3分の1以上の要求がある場合には、2週間以内に執行委員長は臨時大会を招集しなくてはならない。

第9条(大会議案の通知)

大会を招集するには、執行委員長はその他必要事項を付して、

1週間前までに組合員に通知しなくてはならない。

第10条(大会の成立)

大会は組合員総数の過半数の出席で成立する。

- 2 長期出張・欠勤者は大会の成立要員から除くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、出張ならびに授業のため大会に出席できない場合は委任状をもって出席に替えることができる。

第11条(大会の権限)

大会は次の事項を出席者過半数の支持によって決議する。

- (1) 事業の年度計画と報告
 - (2) 年度予算と決算
 - (3) 組合員の除名
 - (4) 関係諸団体との連合および加盟・脱退
 - (5) 労働協約の締結に関する事項(締結・改定)
 - (6) 争議行為の開始に関する事項(開始・終結)
 - (7) 同盟罷業に関する事項
 - (8) 執行委員会が緊急事項として処理したものの承認
 - (9) その他、執行委員会または大会が必要と認めた事項
- 2 前項第7号に関しては、議決後、第12条に定める手続きで承認を得なければならない。

第12条(重要行為の決定)

規約の改廃その他の重要な行為は、大会の承認のもとに組合員の直接無記名投票を行い、組合員総数の過半数の賛成を得なければならない。

第13条(執行委員会の任務)

執行委員会は、この組合の執行機関であって、大会の決議を執行し、または緊急事項を処理する。

第14条(執行委員会の構成)

執行委員会は執行委員で構成し、毎月2回定期に開くほか、執行委員長が必要と認めたとき、または執行委員の3分の2以上の要求があったとき臨時に招集する。

- 2 執行委員会の議長は執行委員長があたる。

第15条(執行委員会の成立・決議)

執行委員会の成立については第10条、決議については第11条を準用する。

- 2 執行委員会の議長は執行委員長があたる。

第3章 役 員

第16条(役員の種類)

この組合につぎの役員をおく。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記長 1名

- (4) 書記次長 1名
- (5) 執行委員 7名以上
- (6) 会計監査 2名

第17条 (役員の任務)

役員はつぎの任務をもつ。

- (1) 執行委員長は組合を代表し、組合事務を統轄し、規約に定められた職務を行う。
- (2) 副委員長は委員長を助け、委員長の不在または欠員の期間これを代行する。
- (3) 書記長は一般事務を処理する。
- (4) 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 執行委員は執行委員会を構成し、組合の業務を執行する。
- (6) 執行委員のなかから互選により会計担当2名を選出し、執行委員長の指示を受け会計事務にあたる。
- (7) 会計監査は会計を監査し、第29条の規定に基づき、その結果を大会または執行委員会に報告する。

第18条 (役員選挙)

役員選挙は組合員の直接無記名投票を行い、投票者の過半数の支持を必要とする。選挙規定は別に定める。

第19条 (役員任期)

役員任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第20条 (役員欠員補充)

役員任期中の辞任は、執行委員会の承認を要する。

- 2 役員欠員補充は、第18条の方法による。
- 3 欠員補充による役員任期は、前任者の残りの任期とする。

第4章 組合員

第21条 (差別取扱いの禁止)

組合員はいかなる場合においても、人種・思想・宗教・門地・性別・身分などによって組合員の資格を失うことはなく、また差別待遇を受けない。

第22条 (組合員の権利)

組合員はこの規約に定めるところによるすべての事業に参加する権利および均等の扱いを受ける権利をもつ。

第23条 (組合員の義務)

組合員はつぎの義務がある。

- (1) 規約に定められた機関に出席し、投票に参加すること。
- (2) 組合規約および決議を守ること。
- (3) 組合費を納入すること。

第24条 (加入)

この組合に加入しようとするものは、加入申込書を執行委員会

に提出しなければならない。

- 2 組合員の資格は、執行委員会が審査の上加入を認めた時点をもって取得する。

第25条 (脱退)

組合員はつぎの事由により脱退する。

- (1) 退職
 - (2) 死亡
 - (3) 除名
 - (4) 規約第3条但書に該当したとき
- 2 第1項に掲げる以外の事由で脱退しようとするものは、執行委員会に文書で届出しなければならない。
- 3 脱退しようとするもので組合に債務のある場合は、これを履行したのちでなければ脱退を認めない。
- 4 脱退したものは、既納の組合費、基金、財産その他に関する一切の権利を失う。

第5章 会計

第26条 (組合の収入)

この組合の経費は、組合費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第27条 (組合費)

組合費は組合員の毎月給料月額0.7%とする。但し、非常勤で雇用されているものについては、その2分の1の割合とする。

- 2 組合員が休職期間中は、組合費納入を免除する。

第28条 (会計年度)

この組合の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第29条 (会計報告)

すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年一回組合員に公表されなければならない。

第6章 解散

第30条 (組合の解散)

組合の解散は、組合員の4分の3以上の多数による大会の決議を必要とする。

附 則

第31条 (実施)

この規約は1965年5月15日より実施する。(1970年11月27日、1978年6月16日、1979年5月17日、および2007年4月1日一部改正)